

仕 様 説 明 書

1. 件 名 群馬運輸支局植樹管理業務
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する
質問書提出期限 令和7年4月28日(月) 12時00分
4. 同 上 提 出 及 び
回 答 場 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
5. 回 答 日 時 令和7年4月30日(水) 13時00分

仕 様 書

1. 件 名

群馬運輸支局植樹管理業務

2. 履行場所

群馬運輸支局 群馬県前橋市上泉町 399-1

履行場所の図面は別添のとおりである。

3. 概 要

本作業は、群馬運輸支局において所有する植樹管理を行うものである。

4. 契約期間

契約締結の日～令和7年12月26日

5. 作業対象及び作業時期

作業対象は別紙のとおりとし、作業時期は以下のとおりとする。なお、別紙における①、②は以下の作業時期と同じ物を示し、数量の記載が作業対象を示す。

①上期（契約締結日～8月頃）

②下期（10～12月頃）

上期と下期の作業については、3ヶ月程度の期間を空けること。

剪定については、上期については契約締結後の早い時期に、下期については11月を目安に実施するものとするが、履行場所での植樹の生育状況に応じ監督職員と協議のうえ日程を決定すること。

6. 作業内容

1) 剪定

庁舎敷地外においては公道または隣接地へ越境しているもの、構内においては駐車場・検査受検車両待機ライン・庁舎・検査場において、車両の駐車・通行の妨げとなるものを中心に剪定すること。また、近隣や施設に対し障害が発生するおそれのあるもの、機器の点検等に支障のあるものについて、不備が生じるおそれのないよう勘案し、処理すること。

また、剪定地において雑草が生えている場合には、抜根除草を行うものとする。

※必要と判断した際は、強剪定を実施するものとする。

2) 抜根除草

各緑地帯に発生している雑草を根本より除去すること。

また、別紙の抜根除草の対象面積は、植え込み地のみを記載しているが、履行場所において植え込み地以外にも雑草がある場合には、監督職員と協議の上実施するものとする。

3) 草刈り又は芝刈り

機械等を使用し、過剰に成長した部分を刈りとり育成に適した状態にすること。

※芝生帯において雑草が発生している際は、抜根除草もするものとする。

4) 施肥

各樹木等に適した肥料を適正量使用し、環境に配慮したものを使用すること。

5) 防除

発生している又は発生が見込まれる害虫に対して有効な薬品を適正量使用し、環境に配慮したものを使用すること。また、隣接地との境界において作業を実施する際は、事前に周知等を行い当局に苦情等発生のないように注意すること。

なお、必要と判断した際は、高所作業車を用いて実施すること。

7. 共通事項

1) 発生材の処分は請負者が関係法令を遵守し、その責任において処理すること。

2) 作業にあたっては次期作業予定までを勘案したうえで作業を行うこととし、2. の履行場所における業務に影響の生じないよう、また可能なかぎり次期作業予定までの間において追加作業の発生しないように計画及び実施を行うこと。

3) 本仕様書に記載なき事項、また業務実施中に疑義が生じた場合はその都度監督職員と協議し、指示に従うこと。

4) 現地確認の立ち会いは双方協議して定めるものとする。

5) 契約期間中に当局から植樹管理の変更について申し出があった場合は、直ちに契約の変更を行うものとする。

6) 作業に当たっては樹木等の特性及び環境条件を勘案し、細心の注意をもって作業を行うこと。

7) 作業時間は官庁業務日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、業務を妨げる恐れのある作業を行う場合は、監督職員と調整し、上記以外の日時でも行えるものとする。

8) 作業の実施に当たっては、職員及び来客等に危険のないように十分配慮して行うとともに来客車、施設及び樹木等に損傷を与えないように行うこと。

また、作業中の車両等の損傷については、当局では一切責任を負わないものとする。

- 9) 本作業にあたっては、過積載、整備不良または違法改造車両等を乗り入れないこと。
- 10) 樹木が枯れている等、植樹管理上に問題がある場合は監督職員に連絡し、必要な処置を助言するものとする。

8. 作業報告

作業終了後には、その都度作業報告書を作成し監督職員または担当職員の検印を受けること。各作業時期分の作業報告書（検印済みのもの）及び写真帳（作業実施前、実施中、実施後がわかるもの）をまとめ、関東運輸局総務部会計課へ2部提出すること。なお、作業報告書の様式は任意とする。

また、9. の植樹管理図面等の他に倒木の危険があるもの、成長が著しく隣接地や受検車両等への障害となるが、通常の剪定作業では対応できないものをまとめて関東運輸局総務部会計課へ報告する。

9. 関東運輸局植樹管理用図面・植樹品目一覧表及び植樹品目調査表の補正

作業開始前に、関東運輸局より関東運輸局植樹管理用図面・植樹品目一覧表及び植樹品目調査表（以下植樹管理図面等とする。内容は別紙参照 全て Microsoft office Excel 2013）を電子媒体で交付するので、当該植樹管理図面等と履行場所の植樹の現況と異なる場合には、請負者においてデータの変更・修正を行い、変更・修正をした電子媒体を8. に記載している作業報告書と共に提出すること。

なお、やむを得ない特別な事由がある場合については、関東運輸局総務部会計課の承認を得たうえで、上記電子媒体での提出を紙媒体での提出に変えることができる。

電子媒体で提出した場合には、紙媒体での提出は不要とする。

データの変更・修正作業は概ね以下のとおりとする。

- ・ 植樹管理業務の開始前に当局より交付した植樹管理図面等と植樹の現況を確認すること。
- ・ 高木のうち、幹周が 50 cm以上 60 cm未満の樹木について、幹周を計測すること。
- ・ 植樹管理業務の終了後、電子媒体の植樹管理図面等を変更・修正するとともに、植樹管理業務データ修正一覧（関東運輸局指定の書式）に変更・修正箇所を記載し、電子媒体で提出すること。
- ・ 提出する電子媒体については、Microsoft office Excel 2013 で対応可能なものとする。
- ・ 詳細な作業方法については、当局職員の指示に従うものとする。

10. 器具等の負担

本作業に必要な用具等は、請負者において準備すること。

1 1. 監督及び検査

監督職員は、本仕様書に基づいて作業の実施がなされているか適宜監督を行うものとする。

検査職員は、請負者の作業完了後において検査を行うものとする。

1 2. 支払

1) 請求は、1 1. 監督及び検査の検査職員の検査が合格した後に代金の請求を行うものとする。

2) 本件は、関東運輸局・独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部及び請負者の3者契約であるため、請求の際は、負担割合に応じて以下に請求する。

・ 関東運輸局長

・ 独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部長

1 3. その他

1) 本作業中、建造物等を損傷、汚損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、請負者の負担において完全に修復するものとする。

2) 本作業終了後は、作業箇所を清掃し、残屑物を処分する等、入念な後片付けを行うこと。

3) 業務に従事する者については、「労働基準法・最低賃金法」等労働者を雇用する上で必要な法令に抵触していないこと。

4) 本作業中、疑義が生じた場合には、監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。

1 4. 検査職員

群馬運輸支局 首席運輸企画専門官

1 5. 監督職員

群馬運輸支局 運輸企画専門官

ただし、異動等により変更があった場合は後任者が引き継ぐものとする。

別紙

	作業項目	回数	木の種類	規格	①	②	計	
群馬	剪定	2	低・中木	樹高100cm未満	65	65	130	本
			中木	樹高100cm以上200cm未満	35	35	70	本
			中木	樹高200cm以上300cm未満	137	137	274	本
			高木	幹周60cm未満	57	57	114	本
			高木	幹周60cm以上	67	67	134	本
			寄植	低木 樹高60cm未満	93.8	93.8	187.6	m
			寄植	中木 樹高60cm以上300cm未満	315.6	315.6	631.2	m
	抜根除草	2	植え込み地		409.4	409.4	818.8	m
	芝刈り	2			893.5	893.5	1787.0	m
	施肥	1	芝生			893.5	893.5	m
	防除	1	低・中木	樹高100cm未満	65		65	本
			中木	樹高100cm以上200cm未満	35		35	本
			中木	樹高200cm以上300cm未満	137		137	本
			高木	幹周60cm未満	57		57	本
			高木	幹周60cm以上	67		67	本
			寄植	低木 樹高60cm未満	93.8		93.8	m
			寄植	中木 樹高60cm以上300cm未満	1175.7		1175.7	m